

金沢大学学域学生の大学院授業科目の履修に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、金沢大学学則(以下「学則」という。)第54条の2第2項の規定に基づき、金沢大学学域学生(以下「学域学生」という。)が金沢大学大学院の研究科(以下「研究科」という。)の授業科目を履修すること(以下「先取履修」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 先取履修は、研究科に進学を志望する成績優秀な学域学生に対し、研究科の教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院教育との連携を図ることを目的とする。

(履修の資格)

第3条 先取履修ができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第4年次以上に在籍し、研究科に入学を希望する者
 - (2) 成績優秀者として研究科が定める基準を満たす者
- 2 前項に掲げる者のほか、研究科長は、特に必要と認めた者に履修を許可することができる。

(履修科目)

第4条 先取履修ができる授業科目は、研究科において先取履修科目として定める科目とする。

(履修科目の登録の上限)

第5条 先取履修の授業科目として登録することができる単位数は、入学を希望する研究科が指定する授業科目のうち、10単位を限度とする。

(履修の申請)

第6条 先取履修を希望する者(以下「先取履修希望者」という。)は、大学院授業科目履修願(様式第1)を、所定の期限までに所属学域の長(以下「学域長」という。)に提出しなければならない。

(履修の許可)

- 第7条 学域長は、前条の申請が先取履修希望者において、教育上有益であり、かつ課程の学修に支障がないと認める場合は、前条の大学院授業科目履修願に所定の書類を添えて、当該研究科長に推薦することができる。
- 2 研究科長は、先取履修を許可する授業科目を決定し、当該結果を大学院授業科目履修通知書(別記様式第2号)により、学域長を通じて先取履修希望者に通知するものとする。

(成績管理)

- 第8条 研究科は、先取履修の授業科目に係る成績評価を適切に管理するものとする。

(履修の取扱い)

- 第9条 先取履修により修得した授業科目は、先取履修希望者が研究科に入学した場合に限り、当該研究科において履修したものとみなし、研究科の定めるところにより、金沢大学大学院の課程の修了に必要な単位として認めることができる。
- 2 先取履修により修得した単位は、所属学域の卒業要件単位に含めることはできない。
- 3 先取履修により履修する授業科目の単位数は、学則第54条に規定する履修登録単位数の上限の算出には含まないものとする。

(雑則)

- 第10条 この細則に定めるもののほか、先取履修に関し必要な事項は、学域又は研究科において別に定める。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。